

令和7年度東部海水浴場を核とした活性化推進事業委託業務 提案競技募集要項

1 競技に付する事項

(1) 業務名

令和7年度東部海水浴場を核とした活性化推進事業委託業務

(2) 目的

大分県及び全国の海水浴場の利用者数は減少傾向にある一方で、新型コロナウイルス感染症の影響等によりアウトドアを中心としたアクティビティの人気は高まっている。

また、「ドリームポートおおいた（宇宙港・海上アクセス整備）」の推進、大規模イベント（大阪・関西万博）による誘客促進、SDGsなど環境問題に対する意識の高まりなどを背景に、新たな取組を通じた海水浴場の再活性化を図る好機が到来している状況にある。

そこで、県内海水浴場の約半数が立地する東部管内で「海」や「砂浜」を活用したモデル事業を実施することにより、夏場や日中の活用に留まらない新たな魅力の創出や、交流人口の更なる拡大、環境保全に対する機運醸成等を推進し、各種取組の好循環を創出することを目的とする。

(3) 事業内容

令和7年度東部海水浴場を核とした活性化推進事業委託業務仕様書のとおり

(4) 契約期間

契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで

2 事業要件

- (1) 東部地域（別府市、杵築市、国東市、姫島村及び日出町）の海水浴場を核に地域活性化を進める新たな企画案を実施すること。
- (2) 令和8年度以降も継続的に地域で実施し、活動の定着を目指す内容であること。
- (3) 事業に関連する市町村関係部署等との連携を図ること。

3 採択予定数

3団体程度

4 参加資格

提案競技に参加可能な者は、以下の全てを満たすものとする。

- (1) 大分県内に所在する団体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 本事業を受託できる財政的健全性を有していること。
- (4) 委託業務の遂行にあたり、十分な業務体制が整っていること。
- (5) 県との情報共有に必要な通信施設の設備を保有し、常時連絡がとれる体制が整って

いること。

- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものではないこと。
- (7) 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とするものではないこと。
- (8) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員が役員となっている事業者
 - ④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - ⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - ⑥ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - ⑦ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

5 委託事業費

1 団体（1 地域）の上限額は「1,700,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む）」、対象経費は下記のとおりとする。

【対象経費】

科目	補助対象経費の内容
賃金	イベント等において必要となる臨時的アルバイトの費用等
報償費	イベント等において支払われる専門家・講師等に対する謝金等
旅費	イベント等において支払われる専門家・講師等に対する旅費や事業を進める上で必要な調査研究等に必要な交通費等
需用費	チラシ作成費や会議資料印刷費 事業を進める上で必要最低限な文具や日用品代、のぼり旗等の購入費 原材料及び副資材の購入に要する経費（売上等によって回収されるものは対象としない。）等
役務費	事業執行上必要な通信運搬費用 イベント等に必要なる広告・宣伝の費用等
委託料	イベント等の運営委託費等
使用料及び賃借料	事業執行上必要な備品のリースに要する経費及び会場等の借上料等

※必要がある場合、一般管理費を上記対象経費合計額の10%を限度に計上することができる。

【対象外経費】

- ・ 備品（原則として1件10万円以上の物品、県の規定に準じる）の購入など、団体の財産取得となる経費
- ・ 事業実施前の経費、本事業と直接関係のない経費

6 提案審査への応募

(1) 募集期間

令和7年5月23日（金）から令和7年6月30日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する国民の祝日を除く）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提案方法

以下①の書類について、令和7年6月23日（月）午後5時15分までにEメールにより提出すること。その後、残りの②～⑤の書類について、令和7年6月30日（月）午後5時15分までにEメールにより提出すること。

(提出書類)

- | | |
|----------------------|----------------------|
| ① 企画提案競技参加申込書（様式1） | Word ファイル又は PDF ファイル |
| ② 企画提案書（様式2） | Word ファイル又は PDF ファイル |
| ③ 企画内容プレゼン資料（A4 サイズ） | PPT ファイル又は PDF ファイル |
- ※様式は任意とするが、事業を実施する地域の特色や事業実施主体の活動実績等を踏まえ、企画案の具体的な内容、実施体制、スケジュール、期待できる効果等を明らかにするプレゼンテーション資料を提出すること。
- | | |
|---------------|----------------------|
| ④ 事業費積算書（様式3） | Word ファイル又は PDF ファイル |
| ⑤ 誓約書（様式4） | Word ファイル又は PDF ファイル |

(提出先)

大分県東部振興局地域創生部

E-mail : toubu-tiikisouseibu@pref.oita.jp

(3) その他

参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、「辞退届（様式5）」を提出すること。

7 質疑

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、以下のメールアドレスに、質問書（様式6）により、令和7年6月18日（水）午後5時までに照会すること。

質問に対する回答は、受付後2日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する国民の祝日を除く）を目途に、回答を行う。

受付メールアドレス toubu-tiikisouseibu@pref.oita.jp

8 審査について

(1) 審査方法

別に定める提案競技審査委員会（令和7年7月9日（水）開催予定：別途案内）で審査し、モデル事業を実施する団体を選定する。審査委員は、事業応募書及びプレゼンテーションの内容審査を行い、事業実施団体を決定する。

(2) 審査基準

- ・事業目的に照らして、妥当な提案となっているか。
- ・企画提案の内容が優れており、効果が期待できるか。
- ・企画提案内容の実現性はあるか。
- ・事業を行う上で適切かつ効果的な事業実施体制となっているか。
- ・本事業において過去に採択された内容と同様になっていないか。

9 その他

- (1) 委託先に決定した者と、事業の運営、実施体制等について協議、調整したうえで委託契約を締結する。
- (2) 事業実施にあたっては、県と協議のうえ進めるものとする。
- (3) 提案競技の参加者による企画提案書等の作成、提出等に要する経費は負担しない。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。
なお、企画提案書等は審査以外には使用しない。
- (5) 虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- (6) 参加要件を満たしていない場合、企画競争で最高位の評価を受けても契約締結ができないので注意すること。なお、この場合は、次順位の者と契約を締結する。
- (7) 公正な審査を妨害する恐れのあるあらゆる行為を禁止する。

10 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県東部振興局地域創生部（担当：小島、三嶋）

〒873-0504 大分県国東市国東町安国寺 786-1

電話 0978-72-0857

E-mail : toubu-tiikisouseibu@pref.oita.jp